

令和 2 年

第 3 回 市議会定例会

追加議案の説明資料

## 目 次

第 81 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1
第 82 号議案	浜松市税条例等の一部改正について	2
第 83 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について	5
第 84 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	6
第 85 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の制定について	9
第 86 号議案	工事請負契約締結について (四ツ池公園陸上競技場改修工事)	10
第 87 号議案	工事請負契約締結について (浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事(建築工事))	12
第 88 号議案	物品購入契約締結について (ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式)	15
第 89 号議案	平成30年台風24号に伴う倒木による損害賠償請求調停事件に関する和解及び損害賠償額について	16

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

総務省通知「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について（令和 2 年 4 月 21 日付）」を受け、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に対し、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 支給対象者

新型コロナウイルス感染症に感染した患者又はその疑いがある者に接して行う作業等に従事した職員です。

2 支給要件

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われる作業について支給するものです。

3 支給額

作業 1 日当たり 3, 000 円（特に危険性が高い作業は 4, 000 円）

4 適用

令和 2 年 2 月 13 日から遡及して適用するものです。

(施行期日等)

1 公布の日の翌日から施行するものです。

2 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を遡及して支給する場合、既に支給された他の特殊勤務手当があるときは、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当と既に支給された他の特殊勤務手当との調整をするものです。

浜松市税条例等の一部改正について

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、個人市民税における未婚のひとり親及び寡婦（寡夫）控除の見直し、固定資産税における現所有の申告制度化等の規定の整備を行うほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講ずるため、浜松市税条例等の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 個人市民税（未婚のひとり親及び寡婦（寡夫）控除の見直し）

(1) 改正内容

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用するものです。

(2) 適用

令和 3 年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

2 法人市民税

(1) 改正内容

法人税法における連結納税制度の見直しに伴い規定の整備を行うものです。

(2) 適用

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人市民税について適用するものです。

3 固定資産税

(1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

ア 改正内容

調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない固定資産について、使用者がいる場合に、使用者を所有者とみなすことができることとするものです。

イ 適用

令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

(2) 現に所有している者の申告の制度化

ア 改正内容

所有者として登記等がされている個人が死亡している場合において、現所有者に住所、氏名等必要な事項を申告させるものです。

イ 適用

令和3年1月1日以後に現所有者であることを知った者について適用するものです。

4 市たばこ税

(1) 改正内容

重量比例課税方式が適用されている1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、本数課税方式への換算方法の見直しを行うものです。

(2) 適用

令和2年10月1日以後に売渡し等がされた軽量な葉巻たばこに適用するものです。

ただし、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間においては、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなす経過措置を講じるものです。

5 納期限の延長等に係る延滞金の特例

(1) 改正内容

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の延滞金等の特例規定の改正に伴い、納期限の延長があった場合に課される法人の市民税の延滞金の割合等について規定の整備をするものです。

(2) 適用

令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用するものです。

6 新型コロナウイルス感染症防止緊急経済対策に係る税制上の措置

(1) 個人市民税における寄附金税額控除の特例

ア 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対する入場料金等払戻請求権を放棄した場合に、当該放棄相当額を寄附とみなし、寄附金税額控除の対象とするものです。

イ 適用

令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

(2) 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例

ア 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅借入金等特別税額控除に係る入居時期等の適用要件を弾力化するものです。

イ 適用

令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置

ア 改正内容

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物が追加されたことに伴い、条例で定める固定資産税の課税標準の特例割合を零とするものです。

イ 適用

令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用するものです。

(4) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

ア 改正内容

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの軽自動車税環境性能割に係る臨時的軽減措置を令和3年3月31日まで延長するものです。

イ 適用

令和3年3月31日までに取得した軽自動車に対する軽自動車税環境性能割に適用するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれ記載の日から施行するものです。

- 1 個人市民税のひとり親控除等の見直しに係る改正規定、寄附金税額控除の特例に関する規定及び住宅借入金等特別税額控除に関する規定 令和3年1月1日
- 2 法人市民税に係る改正規定 令和4年4月1日
- 3 市たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに係る改正規定 令和2年10月1日及び令和3年10月1日
- 4 固定資産税における現に所有している者の申告の制度化及び納期限の延長等に係る延滞金の特例に係る改正規定 令和3年1月1日

浜松市介護保険条例の一部改正について

(提案理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 9 8 号）による介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部改正に伴い、低所得者の保険料率を軽減するとともに、厚生労働省からの事務連絡（令和 2 年 4 月 9 日付）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免申請に対応するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 低所得者の保険料率の軽減

公費負担による低所得者の保険料軽減強化の完全実施により、市民税非課税世帯の被保険者に係る保険料率を改めるものです。

所得段階	改正前		改正後	
	基準額に対する割合	年額保険料（円）	基準額に対する割合	年額保険料（円）
第 1 段階	0. 3 7 5	2 4, 9 0 4	0. 3	1 9, 9 2 3
第 2 段階				
第 3 段階	0. 5 2 5	3 4, 8 6 6	0. 4	2 6, 5 6 4
第 4 段階	0. 6 7 5	4 4, 8 2 8	0. 6 5	4 3, 1 6 7

(第 5 段階以上については変更なし)

2 保険料の減免

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、介護保険料の減免申請の期限について市長が期限を定められるように規定を追加するものです。

期限を定められるものは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの納期限の介護保険料です。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。

2 改正後の第 4 条（1）（2）（3）の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

3 改正後の附則第 3 条の規定は、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が到来するものに限る。）について適用するものです。

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省からの事務連絡(令和 2 年 3 月 1 0 日付及び令和 2 年 4 月 8 日付)に伴い、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免申請に対応するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 傷病手当金

(1) 対象者

被用者（給与等の支払いを受けている者に限る。）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者とするものです。

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数について支給するものです。

なお、労務に服することができない期間のうち、給与等の支払を受けることができる期間は、傷病手当金の支給を行わないこととするものです。

ただし、当該給与等の額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給するものです。

(3) 支給額

(直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 日数

(4) 適用期間

令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日以後の規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものです。

(5) その他制度との調整

同一の事由につき各種健康保険法等の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、傷病手当の支給を行わないこととするものです。



## 2 保険料の減免

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、国民健康保険料の減免申請の期限について市長が期限を定められるように規定を追加するものです。

期限を定められるものは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険料です。

### (施行期日等)

- 1 公布の日から施行するものです。
- 2 改正後の附則第4項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日以降の規則で定める日までの間に属する場合に適用するものです。
- 3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。）について適用するものです。



浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の制定について

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策に要する経費に充てるため設置する新型コロナウイルス感染症対策基金について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容)

1 財源（第2条）

基金は、寄附金をもって充てるものです。

2 管理・運用（第3条、第4条）

基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものとし、基金の運用から生じる収益は基金に繰り入れるものです。

3 処分（第6条）

基金は、新型コロナウイルス感染症に関する対策に要する経費に充てるときに限り処分することができるものです。

※新型コロナウイルス感染症に関する対策に要する経費

感染症対策、感染症の影響を受けている事業者への支援、臨時休業に伴う児童・生徒の支援等

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 86 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

工事請負契約締結について（四ツ池公園陸上競技場改修工事）

(提案理由)

四ツ池公園陸上競技場において引き続き第 2 種公認陸上競技場の承認を受けるために必要な改修工事について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・建設地 浜松市中区上島六丁目 1 9 番 1 号
- ・規模 四ツ池公園陸上競技場改修工事
  - グラウンド・コート舗装工 1 式
  - ウレタン舗装 9,400m<sup>2</sup>
  - ゴムチップウレタン舗装 2,360m<sup>2</sup>
  - 天然芝舗装 5,320m<sup>2</sup>
  - グラウンド・コート施設整備工 1 式
  - 競技施設工
  - スポーツポイント工

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 3 年 2 月 2 6 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
四ツ池公園陸上競技場改修工事	グラウンド・コート舗装工（グラウンド・コート用舗装工）一式 グラウンド・コート施設整備工（競技施設工、スポーツポイント工）一式	418,220,000円	制限付一般競争入札	東京都世田谷区 岡本三丁目 23 番 26 号 長永スポーツ工業株式会社 代表取締役社長 長谷川 信

(舗装改修平面図)

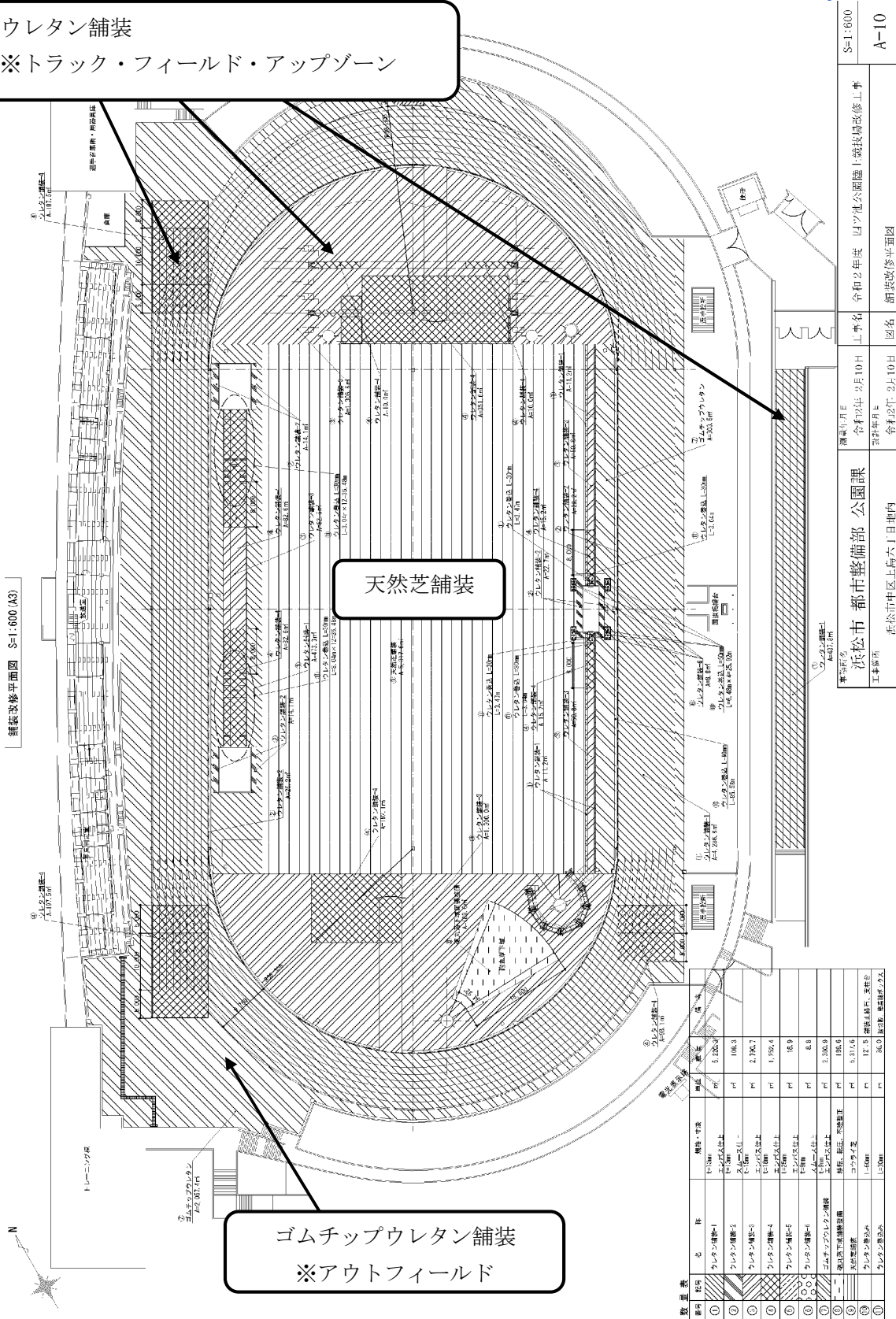
N  
4

ウレタン舗装  
※トラック・フィールド・アップゾーン

天然芝舗装

ゴムチップウレタン舗装  
※アウトフィールド

舗装改修平面図 S=1:600 (A3)



番号	区分	名称	構造・仕様	面積	単価	総額
①	トラック・フィールド・アップゾーン	ウレタン舗装-1	150mm厚 C15コンクリート	5,220.3	198.3	1,035,000
②	トラック・フィールド・アップゾーン	ウレタン舗装-2	150mm厚 C15コンクリート	2,190.7	198.3	434,300
③	トラック・フィールド・アップゾーン	ウレタン舗装-3	150mm厚 C15コンクリート	1,950.4	198.3	386,700
④	トラック・フィールド・アップゾーン	ウレタン舗装-4	150mm厚 C15コンクリート	18.9	8.6	163
⑤	トラック・フィールド・アップゾーン	ウレタン舗装-5	150mm厚 C15コンクリート	2,330.9	198.3	462,100
⑥	トラック・フィールド・アップゾーン	ウレタン舗装-6	150mm厚 C15コンクリート	195.6	198.3	38,780
⑦	アウトフィールド	ゴムチップウレタン舗装	150mm厚 C15コンクリート	9,314.6	12.5	116,433
⑧	天然芝舗装	天然芝舗装	150mm厚 C15コンクリート	12.5	36.0	450
⑨	その他	その他	その他	36.0	36.0	1,296

調査年度 令和2年度  
調査月日 令和2年9月10日  
調査場所 浜松市都市整備部公園課  
調査員 王井新市  
図名 浜松市都市整備部公園課  
浜松市中区上栢六丁目内  
図名 舗装改修平面図  
S=1:600  
A-10

工事請負契約締結について（浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築  
工事（建築工事））

(提案理由)

耐震性に劣り、また、老朽化した既存のメインスタンド棟を建て替えることにより、安全で快適なオートレースの開催と集客の増加を図るため工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・建設地 浜松市中区和合町 浜松市小型自動車競走場内
- ・構造・規模 屋内部分 鉄骨造3階建て  
屋外スタンド 鉄筋コンクリート造  
延 2,714.02 m<sup>2</sup>
- ・機能 観覧席（屋内123席、屋外547席）、投票所、フードコート、  
審判室、来賓室

(工事期間)

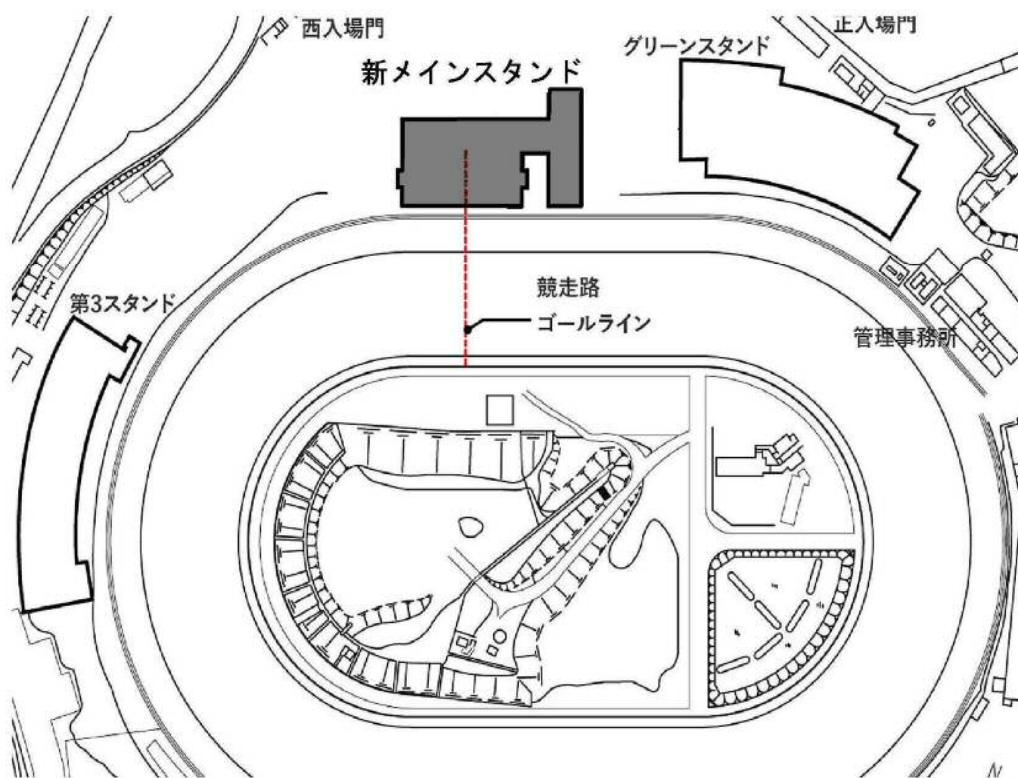
本契約成立の日の翌日から令和4年5月16日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事（建築工事）	（屋内部分） 鉄骨造3階建て （屋外スタンド） 鉄筋コンクリート造 延 2,714.02m <sup>2</sup> 上記工事に伴う 建物周辺の舗装、 植栽等	1,078,000,000円	制限付 一般競争 入札 （総合評価方式）	林工・鈴木特定建設 工事共同企業体 <代表者> 浜松市南区渡瀬町 1000番地の1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔 <その他の構成員> 浜松市中区神田町 1522番地 株式会社鈴木組 代表取締役 平野 治

名 称：浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟

建設地：浜松市中区和合町 浜松市小型自動車競走場内

(位置図)



(イメージ図)







物品購入契約締結について（ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式）

(提案理由)

消防ヘリコプター「はまかぜ」に装備されているヘリコプターテレビ電送システムのカメラ装置一式を更新するため、ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ装置一式	・カメラ装置 可視カメラ、赤外線カメラ一体型 ・操作装置	45,100,000円	特定調達契約 一般競争 入札	東京都港区東新橋 二丁目3番3号 株式会社東通インターナショナル 代表取締役 伊藤 章



枠内：カメラ装置（災害救助活動等で使用するヘリコプターテレビ電送システム用）

平成 30 年台風 24 号に伴う倒木による損害賠償請求調停事件に関する和解  
及び損害賠償額について

(提案理由)

平成 30 年 9 月 30 日又は 10 月 1 日未明に通過した台風 24 号に伴う倒木による損害賠償請求調停事件に関して、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、和解及び損害賠償額について提案するものです。

(経過等)

台風 24 号の暴風に伴って、平成 30 年 9 月 30 日又は 10 月 1 日未明頃、市道浜北内野台 21 号線下法面部分の樹木が倒伏し、本件樹木の北東側に位置する正寿院本堂の屋根部分を直撃する事故（本件事故）が発生しました。

正寿院は、倒木の原因と責任は浜松市にあるとし、損害賠償を求めて調停を申し立てました。令和元年 7 月 24 日から調停を重ね、本件事故により正寿院に生じた損害の賠償金として 1,500 万円を浜松市が支払う和解案について、双方が合意したことから、本件を和解することについて提案するものです。

(和解条項)

- 1 相手方（浜松市）は、申立人（正寿院）に対し、本件事故による解決金として、1,500 万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を令和 2 年 7 月 31 日限り、申立人の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人はその余の請求を放棄する。
- 4 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は各自の負担とする。

(和解の相手)

浜松市浜北区内野台一丁目 28 番 13 号

正寿院 代表役員 小川 昌久

平成30年台風24号に伴う倒木事故発生個所位置図



拡大図及び写真

